

社会福祉法人柏崎市保育事業協会役員等報酬規程
(平成29年4月1日規程8)

平成29年4月1日

平成31年4月1日

(目的)

第1条中 この規程は、社会福祉法人柏崎市保育事業協会（以下「当法人」定款第9条及び第24条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

(1) 理事及び監事

(理 事)

理事長 月額 300,000円

(但し、非常勤勤務の場合 月額 150,000円とする)

理事 月額 10,000円 (費用弁償含む)

(監 事)

監事 月額 10,000円 (費用弁償含む)

(2) 評議員

評議員 1回 6,000円 (費用弁償含む)

(但し、一人当たり年総額 20,000円以内とする)

(非常勤役員等の旅費)

第3条 役員等の旅費については、職員旅費に関する規則を準用する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、無とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員及び非常勤役員等の内理事並びに監事に対する報酬の支給方法は、職員給与規則第6条に準ずるものとする。

2 非常勤職員の内評議員に対する報酬の支給方法は、当該会議に出席した都度、支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおりは数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(第9条 理事及び監事の報酬額は平成29年3月1日から適用する。)

附 則 この規則は、平成31年4月1日から施行する。